給 与 勧 告 の 手 順

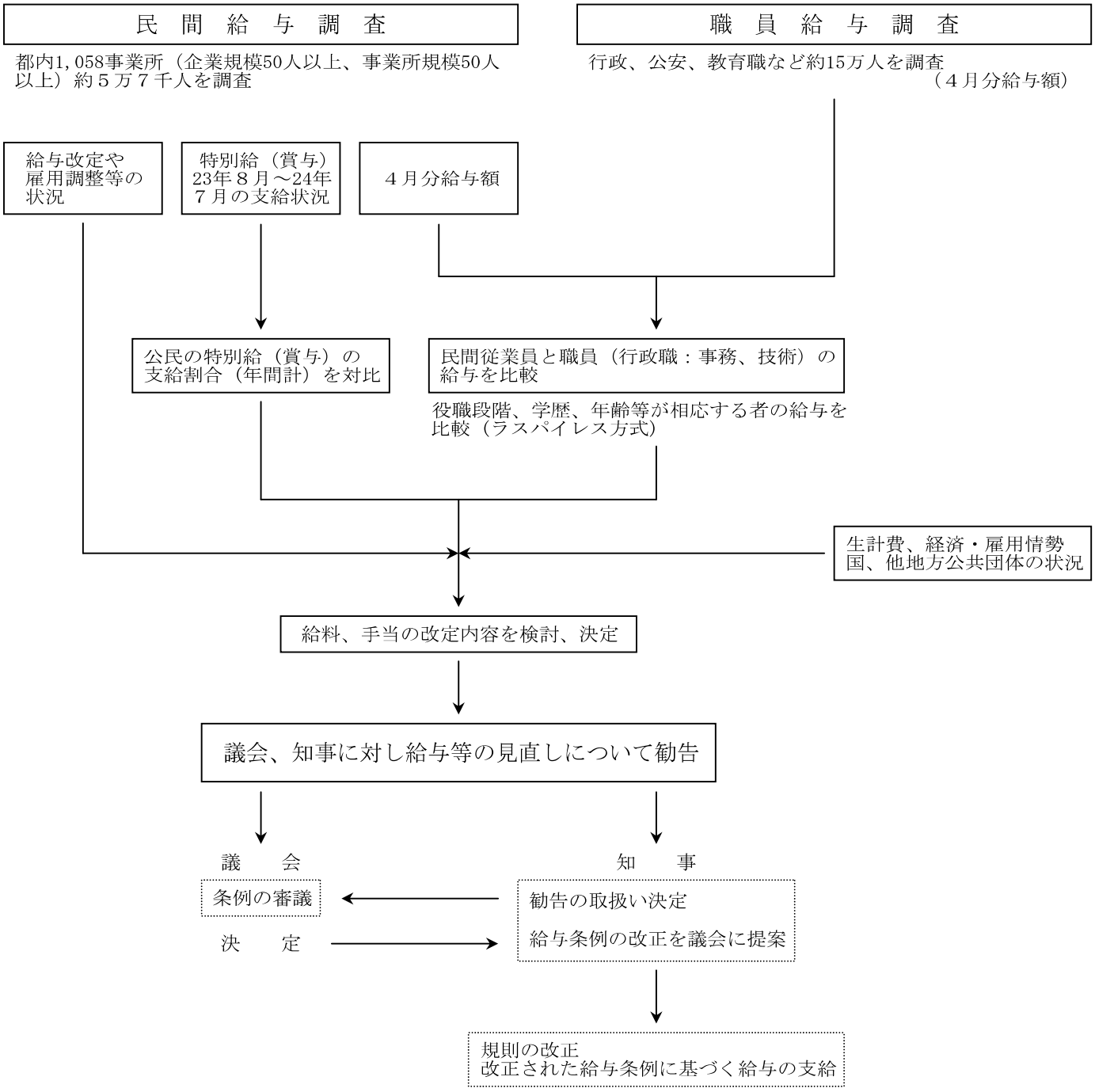

（注） 給与勧告制度は、「民間準拠」を基本としている。この給与決定の仕組みが設けられているのは、

① 公務は、営利を目的としておらず、利益配分としての給与決定方式がなじまないこと

② 政治的中立性をはじめ、公務の継続性、安定性が求められるため、職員には勤労者として適正な給与の確保が必要なこと

③ 税金で賄われる公務員給与は、納税者の理解と納得を得られる「世間相場」に従うことが最も適当であること

等の理由によるものである。